

長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答

※ご提出いただいた質問については、本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するにあたって質問がある場合に受け付けることとしているため、本公募に関係のない質問や本公募占用指針の内容の修正を求める意見については掲載しておりません。

番号	資料名	該当頁	質問	回答
1	1. 公募占用指針	5	本文では、事業者が維持・運用する陸上変電施設・送電線等も「海洋再生可能エネルギー発電設備」に含むとの記載がありますが、その直下の挿絵には事業者が維持・運用する陸上変電施設・送電線等が「海洋再生可能エネルギー発電設備」に含まれておりません（陸上の通信ケーブルは含まれています）。誤解を避けるため、陸上変電施設・送電線を含むよう、挿絵の修正をお願いできませんでしょうか。	本文において定義を記載していることから、本公募においては修正は行いませんが、今後のご参考にさせていただきます。
2	1. 公募占用指針	7	本項の（留意事項）に関連するパブリックコメント（No.6）にて、「系統に係る契約等は、系統提供事業者から選定事業者に承継していただきます」との政府回答をいただいておりますが、この法的根拠があればご教示ください。それとも、法的根拠はないがそうなるように行政指導される予定ということでしょうか。	本公募に係る系統提供事業者は、系統情報の提供及び系統の活用に係る誓約書を提出いただいております。その中で系統に係る契約上の地位等の承継について誓約いただいております。 なお、系統について合理的な理由無く承継しなかった場合は、一定の期間、公募の参加を認めないこととなります。
3	1. 公募占用指針	8	調達期間は20年であるが、事業期間は20年を超えることが可能（占有期間の範囲内）とのご説明を7月10日（金）の説明会にて伺いました。その際の調達価格は36円/kWhという理解でよろしいでしょうか？	占用許可の期間内であれば、調達期間である20年間を超えて事業を実施することが可能です。ただし、36円/kWhで調達される期間は20年間です。
4	1. 公募占用指針	8	「意見募集の結果」No.24に「事業計画の実現性において、迅速性や事業実現性を含めて評価することとなると考えていますが、最終的には、第三者委員会の意見も踏まえて判断することとなります。」とありますが、事業開始予定日が早く、かつその実現性が高い場合は、事業開始予定日が遅い場合と比べて高い評価を得られるという理解でよろしいでしょうか。	長期的、安定的、効率的の観点からは、迅速・確実に事業を実現できることも評価対象になり得ます。第三者委員会の意見も踏まえて、長期的、安定的、効率的の観点から最も適切な事業者を選定することとなります。
5	1. 公募占用指針	8	出力2.1万kWの系統枠が複数の連系契約により構成されている場合、必ずしもFIT期間を統一する必要はなく、連系契約毎に運転開始時期を設定することも可能（いずれの連系契約分もFIT期間を20年とすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	パブコメNo.21のとおり、運転開始をした一部分だけで固定価格での売電を認めるものではありません。

6	1. 公募占用指針	8	FIT適用の電力はプロジェクト会社（SPC）経由でのみ販売が認められているのか、あるいはストラクチャリングの観点よりSPCの構成企業・親会社に同電力の販売収益を移転することも認められているのか。	御質問の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、FIT認定事業者以外も再生可能エネルギー電気の対価を得ることが認められるか、というお問い合わせであるならば、選定事業者としてFIT認定を取得し、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を供給した者に限られます。
7	1. 公募占用指針	8	FIT適用開始前の段階において、どのタイミングから卸電力市場に対して売電できるようになるのか、ご教示いただきたい。発電機が240時間の稼働試験を通過すれば売電可能であると考えているが、この詳細についてご確認いただきたい。	試運転期間中に発電した電気を、卸電力取引市場で売買することは想定しておりません。
8	1. 公募占用指針	8	FITの適用タイミングについて、具体的にご教示いただきたい。プロジェクトが全負荷試験(full load test)を通過した直後にFITの適用が開始されるとの理解でよろしいか。適用が開始するメカニズムに関するより詳細の情報があれば幸いです。	FIT法に基づく特定契約により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日から適用が開始されます。
9	1. 公募占用指針	9	公募占用指針5頁目の定義の通り、海洋再生可能エネルギー発電設備は、大きく①事業者が促進区域内海域に設置する設備（風車、海底ケーブル等）、②事業者が陸域に設置し維持・運用する設備（陸上変電・送電・通信ケーブル）に大別されます。本項およびパブリックコメントNO. 41, 42, 57では、①・②ともに公募占用指針にて撤去を義務付ける、撤去完了期限は公募占用計画認定の有効期限内である、撤去の方法については、促進区域内は原則原状回復、それ以外は都道府県知事等の判断に従うこと、との説明がされています。 ①は確かに公募占用計画の許可に基づき海域を占有しますので、海洋再生可能エネルギー法の制約により、公募占用指針にて撤去を義務付けることが合理的と理解しております。一方で、②は、海洋再生可能エネルギー法や本公募占用指針に基づく占有ではなく、事業者の私有地や、民有地の賃借または県・市町村からの占有許可に基づき設備を設置します。②の撤去義務や撤去期限を公募占用指針にて取り決めるのは不合理と考えます（地権者との賃貸借契約や県・市町村からの占有許可期限・条件が満たされているにもかかわらず、公募占用指針の本条項により撤去を余儀なくされるため）が、政府としては、あえて②の撤去義務についても公募占用指針にて事業者が義務付ける意図でしょうか。	公募占用指針において撤去を義務付けているのは、パブリックコメントNo42のとおり、促進区域内海域において設置する施設です。

1 0	1. 公募占用指針	9	<p>「原状復帰が原則と記載されていますが、現状復旧を前提とした案、リプレースを前提とした案の2案を提示することは可能か、ご教示いただけますでしょうか。また、「地元における残置の要望等を踏まえた判断」が行われる時期の見込みについて、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>公募占用指針において、「原則原状回復すること」としてありますので、原状回復する案をご提出ください。存置が可能かについては、設備設置後の状況等により事業期間中に判断されるものと考えます。</p> <p>なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が本促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められるとしています。リプレースに伴う占用の更新については、公募の必要性等も踏まえて判断することとなり、必ずしも継続して施設の利用が可能とはなりませんので、ご注意ください。</p>
1 1	1. 公募占用指針	9	<p>今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、選定事業者が敷設しようとする洋上風力発電設備から電力系統に接続するための海底ケーブルの敷設位置に係る協議や促進区域の一部変更等を含め、地元関係者等との協議・情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じて法第9条第1項の規定に基づく協議会を通じた調整が可能であることを確認させていただきたい。</p>	<p>事業者選定後は、選定事業者は協議会構成員として協議会に参加していただくこととなるため、発電事業の実施に関して必要に応じて協議会で調整を図っていくこととなります。</p>
1 2	1. 公募占用指針	10	<p>「保証状は、選定事業者による公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去が完全に実施されたことが確認された後に返還することとする」との記載がある。</p> <p>また、パブコメ44にて「再エネ海域利用法、港湾法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などを想定しています。」との回答がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去が完全に実施されたことを確認する主体、確認期間、方法、手続き等のプロセスをご教授頂きたい ・「事業者による撤去～国の撤去確認」までの一連の流れは認定公募占用指針期間中である必要があるか？ ・国による確認プロセスは認定公募占用指針期間外でもいいか？ 	<p>撤去の確認は、事業者が撤去完了後の状況等を撮影その他の方法により記録し国土交通省に報告することにより行います。確認をもって撤去完了と判断しますので、占用期間内に報告願います。</p>
1 3	1. 公募占用指針	10	<p>撤去費用の下限額として資本費の5%とされているが、資本費に電力側施工工事の負担金は含まれるか明示されたい(パブコメ意見59に対して、資本費には接続費が含まれる旨回答があったところ、接続費の内訳に電力側施工工事の負担金が含まれるかを確認するもの)</p>	<p>本公募において撤去費用の下限額を決める際の資本費に含まれる接続費については、発電事業者側に撤去義務が発生する蓋然性が高い系統設備に関する工事費等のことを指します。</p>

1 4	1. 公募占用指針	12	事業者の選定後、港湾施設（岸壁・埠頭用地等）を利用する場合、あらかじめ利用計画書を長崎県（他港湾の場合は各）の所管振興局へ提出し、審査を受け使用許可を受けることになっていますが、使用許可が、公募占用計画認定を受ける際の条件となるのでしょうか。	使用許可を受けることは、公募占用計画認定の条件ではありません。公募占用指針に記載の通り、使用許可を受けるのは事業者の選定後を想定しています。
1 5	1. 公募占用指針	14	選定結果公表は令和3年6月頃とありますが、これよりも早くなることはありますか。	社会情勢や審査の進捗状況により、前後する可能性があります。
1 6	1. 公募占用指針	15	提出した質問への回答は、9月頃のホームページでの公表に先立ち、質問者へ随時回答頂けますでしょうか？もし頂けるとしたらスケジュールの目安はありますか？	質問に対して個別の回答はせず、公開する形で回答させていただきます。
1 7	1. 公募占用指針	16	「コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成される SPC（本公募に係る事業の実施のみを目的とする会社をいう。以下同じ。）を設立して、コンソーシアムを解消することを条件とし（ただし、公募占用計画の提出前に、SPC を設立していた場合は、当該 SPC を活用することは差し支えない。）、SPC として公募占用計画の認定を受けるものとする。」との記載がある。 ・SPCの設立期限はあるか？ ・10日の説明会にて公募占用計画の認定期限はFIT申請時までとの発言があったことから、SPCの設立期限も同様にFIT申請時までで良いか？	SPCの設立期限は公募占用計画の認定を受けるまでとなります。
1 8	1. 公募占用指針	16	株式会社と異なり定款自治が広く認められている合同会社の形態でSPCを組成する場合において、SPC構成員が議決権を有すると判断されるために必須となる議決権行使対象範囲（議決事項）をご教示いただけますでしょうか。	SPCの議決権を有する企業を判断する際には、（合同会社の形態であっても）その議決権の有無のみが確認事項となります。
1 9	1. 公募占用指針	16	「SPCの議決権を有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となる」とあるが、SPCに於いて議決権を有する各企業の実際の議決権及び出資比率は、どの程度評価に影響してくるのか？例えば、実績等を評価する場合、10%の議決権・出資比率を有する企業の実績と50%の議決権・出資比率で有する企業の実績を比較した場合、後者の実績の方が重視されるとの理解で宜しかったか？ また、評価対象となる為に最低限必要な出資比率・議決権といった判断基準はあるのか？例えば1%の出資比率・議決権を持つ企業はSPCの評価対象にならないといったことはあるのか？	事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限るとしてあります。その上で、役割毎に実績を評価することとしており、事業体制として適切な実績を有するかどうかを確認することとなります。この際、一律に議決権保有率の大小のみをもって評価するものではありません。

2 0	1. 公募占用指針	16	コンソーシアム構成員の議決権保有割合について、「● %未満」等の範囲での表現は可能でしょうか。	構成員企業の議決権保有率が不明確になるため、不可とします。
2 1	1. 公募占用指針	16	「ご意見の内容及びご意見に対する考え方」の133番と138番の回答から、外国法人はSPCの構成員となれる、またSPCの構成員であれば代表企業には特段の制限はないと了解致しました。その場合、外国法人が代表企業になることに支障はありますでしょうか？	支障ございません。
2 2	1. 公募占用指針	18	「系統提供事業者は・・・系統に係る契約上の地位を選定事業者に承継し・・・」との義務が課されています。選定事業者がコンソーシアムであった場合、 ①系統に係る契約上の地位の承継者はコンソーシアムである必要がありますでしょうか、その場合はその代表企業が承継し、さらに後日SPCへ承継すればよろしいでしょうか。 ②それとも、系統提供事業者からの系統に係る契約上の地位の承継者はSPCとする（つまり、選定事業者がコンソーシアムである場合は、系統契約承継期限である、落札後3カ月以内にSPCを設立しておく必要がある）必要があるのでしょうか。 ③または、上記①・②のいずれでも構わないのでしょうか。	系統に係る契約上の地位の承継者は、コンソーシアムの代表企業、SPCのいずれでもなることが可能です。必ずしも落札後3か月以内にSPCの設立を求めているものではありません。
2 3	1. 公募占用指針	20	提出する納税証明書は直近1期分でよろしいでしょうか。	法人税、消費税及び地方消費税について滞納のない証明書を提出してください。
2 4	1. 公募占用指針	20	「（自己資金を利用する場合）事業者名義の誓約書」とありますが、プロジェクトファイナンスを利用する場合においても、一般的にはある程度の出資が求められます。この出資金の資金源については、自己資金に係る誓約書提出は不要との理解でよろしいでしょうか（SPCの構成員による、SPCへの出資社内手続きはファイナンスクローズが近づいてから行うことが業界慣行ですので、応札時点で出資決議を行うことは非現実的です（国による開発保証金差入の設定の背景と同様）。出資金相当額の資金が十分にあることの表明書差入であれば現実的かと存じます。）	プロジェクトファイナンスに加えて、自己資金を活用する場合は、誓約書が必要です。この場合、出資決議まで求めるのではなく、出資金相当額の資金が十分にあることの表明書を提出いただくことで問題ありません。

2 5	1. 公募占用指針	20	<p>事業者の資金調達方法が、公募占用計画提出期限までに決まらない場合、公募占用計画に同事業者が採用する可能性のある複数の異なる資金調達方法を記述することは認められるか（コーポレートファイナンスとプロジェクトファイナンスなど）。</p> <p>認められる場合、各々の資金調達方法が実現可能な証拠として別々の収支計画を提供する必要があるのか、あるいは各々のケースについて銀行からのLOI提出で十分なのか。</p> <p>このようなアプローチ（複数の資金調達手法を提示すること）を採用することは、審査や評価においてマイナスと見なされるのか。</p>	<p>財務計画等の審査・評価に必要な資料を提出いただければ、複数の資金調達方法を提出いただくことは問題ございません。また複数の資金調達方法を提示いただく事をもって評価が不利になるわけではなく、逆に資金調達方法が一つに決定していることをもって評価が有利になるものではありません。</p> <p>なお複数の資金調達方法がある場合は、そのうち最も評価が低くなる資金調達方法をもって評価することとなります。</p>
2 6	1. 公募占用指針	20	<p>経済産業省殿は、入札参加事業者に対してどれほど詳細な財務計画を期待しているのか(例えば、借入人となるSPCの出資構成・所在地等のストラクチャーに係る詳細情報まで提示する必要があるのか)。</p>	<p>どの程度の情報が必要かについては、事業の実現性を十分に説明できるかどうかの観点でご判断ください。</p>
2 7	1. 公募占用指針	20	<p>落札結果を問わず、事業者が提出した機密書類の扱いはどのようになるのか？事業者は競争優位の確保を志向し、また、新しい技術、新しいサプライチェーンの醸成を狙い、入札書類内で価格のほかにも多くの機密情報を提出する見込みである。事業者は、機密性が高いと見なされる情報(知的財産、商業的に機密性の高い情報など)が政府からの流出、または将来/既存の事業者・サプライヤーへの流出から守られることを期待する。</p> <p>公募占用計画の機密性がどのように担保されるのかご教示いただきたい。</p>	<p>提出いただいた資料については、関係者以外の閲覧はできないよう厳格な管理を致します。また、公募参加資格の確認のために警察に提供することがあるほかは、提出者に無断で二次的な利用をすることはありません。</p>
2 8	1. 公募占用指針	20	<p>「（自己資金を利用する場合）事業者名義の誓約書（様式自由）」とありますが、具体的には何を誓約すればよいのでしょうか？</p> <p>（公募占用計画を提出する時点（受付期限が令和2年12月24日）では、事業者はこの計画に対してまだFID（意思決定）していない前提と認識しています（2月4日に開催された第55回調達価格等算定委員会の資料2「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について」のp. 18も参照いたしました。）。）</p>	<p>出資決議等まで求めるものではなく、表明書を提出いただくことで問題ありません。</p>

29	1. 公募 占用 指針	20	<p>公募占用計画を提出する際の添付書類として協力企業がある場合は全ての協力企業の関心表明書を提出するように記載されています。公募占用指針32頁によりますと、協力企業は元請契約を予定している者とされており、パブリックコメントのNo. 287によりますと「EPC等に関して協力を求める企業は、協力企業に含めていただいてもかまいません」とあり、公募占用指針45頁によりますと、EPC等については候補者として関心表明書を提出している協力企業の実績も含めて評価する、と記載があります。これらを整理すると、①EPC等についてコンソーシアムの構成員が担当しない業務範囲がある場合は、当該業務範囲をカバーするための元請業者（SPCと直接契約する業者）の候補を協力企業として提出することが応募として最低限必要であり、②当該元請業者から下請を受ける業者についても協力企業と位置づけて関心表明書を提出することができ、この場合は当該下請業者についても選定に当たっての評価の対象となり得るが、下請業者については公募占用計画の有効な応募について必須の要件ではない、という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>元請契約を予定している者の下請けを受ける予定の企業についても、関心表明書が提出され、公募占用計画に記載等されていれば、協力企業として扱うことは可能です。なお、元請契約以外の協力企業については、評価対象としない場合は、公募占用計画に記載することは必須ではありません。</p>
30	1. 公募 占用 指針	20	<p>「（自己資金を利用する場合）事業者名義の誓約書（様式自由）」の裏付け内容について記載がありますが、これらすべてを示さなければならぬということでしょうか。</p>	<p>自己資金を活用する場合は、誓約書が必要です。この場合、出資決議まで求めるのではなく、表明書を提出いただくことで問題ありません。</p>
31	1. 公募 占用 指針	26	<p>「第3次保証金の提供期限は、当該選定について選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日から起算して12か月以内とする。」との記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次保証金の提出期限よりも早く、公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始する場合、提出する義務はあるのか？ ・仮に提出する必要がある場合、提出期限はいつまでか？ 	<p>選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日から起算して12か月以内に再生可能エネルギー電気の供給を開始することは、現時点では想定していません。そのようなことがあり得る場合には、個別にご相談ください。</p>
32	1. 公募 占用 指針	32	<p>「EPC等に関して協力企業がある場合は、その名称及び役割を明らかにすること。この場合協力企業とは元請け企業を予定している者とする」と説明がされています。一方で、パブリックコメントNo. 287ではサブコンも可、との説明がされています。サブコンの実績を評価対象にさせていただきたい場合は、様式3-1-2 1)の「協力企業」として当該サブコンも含めて記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>元請契約を予定している者の下請けを受ける予定の企業についても、関心表明書が提出されていれば、協力企業として扱うことは可能です。</p>

3 3	1. 公募占用指針	32	<p>パブコメ意見201に対して、占用の許可の申請が必要となる区域は、運営にあたって占有が必要となる範囲を事業者にて検討し、申請するとの回答であったが、事業者が占有計画で示す占有区域の定義を明示されたい。浮体の水平方向の移動等により「運営にあたって占有が必要となる範囲」から逸脱することは許容されるとの理解でよいのか。その場合、どの程度の逸脱が許容されるのか明示されたい。</p> <p>また、建設・維持管理に伴うSEP船等による占有の可能性のある範囲についての扱いにつき明示されたい。</p>	<p>移動した浮体が占有区域外にある場合、不法占有となることから、浮体の水平方向の移動等を考慮して、占有区域を決めて頂く必要があります。</p> <p>建設工事・維持管理に伴う作業船等による水域の一時使用は、占有許可の対象とはなりません。</p>
3 4	1. 公募占用指針	33	<p>「占有の開始時期及び占有の期間を記載する。なお、占有の期間は公募占有計画の認定の有効期間内で記載すること。」との記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転開始期限日と異なり、占有の開始時期が変更になっても調達期間が短縮する等のペナルティーは存在しないか。 ・占有の開始時期が変更となる場合（早くなる場合も含めて）は公募占有計画の変更認定を受ける必要があるか？ ・変更日数に応じて対応が変わる場合は例示頂けないか？ 	<p>占有開始時期が変更になった場合、罰則はありませんが、公募占有計画の変更は必要です。</p>
3 5	1. 公募占用指針	33	<p>調達期間20年を超える期間を事業実施期間と設定し、事業の資金計画・収支計画（別紙10）を作成することも可能とされている一方、実現可能性があるとは言えない場合には失格となるルールになっております。事業実施期間を20年以上に設定した事業の資金計画・収支計画（別紙10）を作成提出することをもって失格にはならないものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、調達期間20年終了後の売電単価設定について、実現性があるといえないとする判断はどのような評価軸をもって行うのか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>公募占有期間の認定有効期間は30年であるため、環境影響評価や建設作業を速やかに実施できる場合は、事業実施期間を20年以上に設定して公募占有計画を作成することは可能です。このため、事業実施期間を20年以上に設定した事業の資金計画・収支計画（別紙10）を作成提出することだけをもって失格にすることはありません。調達期間20年終了後の売電単価等の妥当性については、公募参加者が設定した根拠を確認の上、第三者委員会の意見も聴いた上で判断することとなります。</p>
3 6	1. 公募占用指針	35	<p>内部収益率（IRR）の計算の起点日について、「意見募集の結果」No. 218に「計算の起算日は、事業開始日としてください。」とありますが、事業開始日とは運転開始予定日と同義でしょうか。または占有の開始時期と同義でしょうか。</p>	<p>内部収益率（IRR）の計算の起点日となる事業開始日は、運転開始日と同義です。</p>
3 7	1. 公募占用指針	35	<p>具体的な計算方法の説明として、パブリックコメントNo. 218で「計算の起算日は事業開始日」と指定されています。事業開始日とは具体的にいつのことでしょうか（SPC設立と落札通知のいずれか遅い方でしょうか）。</p>	

3 8	1. 公募 占用 指針	35	資金調達の適切性を確認する資料として、応募企業等の格付けや金融機関のLOI等の提出が求められています。また、パブリックコメント No. 161, 162, 216では、コミットメントレター・LOIのいずれであっても両者に評価上の差はつけず、LOIの内容は評価に影響しないと説明されています。政府として、事業者選定後にEIA等を行うことを想定しているため、公募時にコミットメントレターを求めないことは合理的だと考えますが、LOIは、非常に初期的な関心表明であり発出ハードルが非常に低いいため、LOI有無を以てファイナンス組成の現実性を判断する材料としては不十分です。 プロジェクトファイナンスを前提とする場合、施工・設備の運転保守両面において、契約交渉・リスク分析やリスクアロケーション、想定外事象の対処方法等が、自己資金によりプロジェクトの建設・運営を行う場合と大きく建付が変わってきます。これらについてのプロジェクトファイナンスレンダーとの調整・交渉業務は極めて高度で複雑であることから、本件の事業費と同等規模以上の大規模発電事業におけるプロジェクトファイナンス組成実績や本件での遂行能力を評価すべきと考えます。事業実施実績や事業計画の実現性評価において、これらの評価がされるとの理解でよろしいでしょうか。	事業の実施・管理に関する実績を評価する対象の1つとしていますが、当該事業の実施・管理に必要な役割と実績は、事業者の提案により評価することとなるため、ご指摘の点をご提案いただくことも可能です。 同様に、事業計画の実現性についても、公募占用計画において、各事業者からの創意工夫のご提案をいただいた上で、第三者委員会の意見も踏まえて評価することとなります。
3 9	1. 公募 占用 指針	35	収支計画:内部収益率(IRR)は税前・税後のいずれを記載すべきか明示されたい。	収支計画に記載する内部収益率は、P-IRR(税引前)を想定しています。
4 0	1. 公募 占用 指針	39	評価プロセスのうちii)質問書の送付およびiv)ヒアリングの実施に関する実施時期をご教示いただきたい。	質問書の送付およびヒアリングの実施は、公募占用計画の提出期限後、3か月の間に実施する予定です。
4 1	1. 公募 占用 指針	39	評価プロセスにおけるおよその日程をお示し願います。 質問書の送付 ○月頃 ヒアリングの実施 △月頃	
4 2	1. 公募 占用 指針	39	五島の公募占用指針では、入札申請の審査と評価の一環として計画提出後のヒアリングが実施される可能性があると言及されている。 ヒアリングの回数や、既定の議題や体裁があるのか。	ヒアリングは必要に応じて実施する予定であり、その内容や回数は提出された公募占用計画も踏まえて判断することとなります。
4 3	1. 公募 占用 指針	39	選定事業者に対して「留意事項」が通知される場合があり、これを踏まえて公募占用計画を変更できない場合は選定辞退となるとの事ですが、この留意事項には評価点に影響するものも含まれるのでしょうか。 (例:地元貢献策の変更依頼) その場合、最終的な評価点は留意事項を踏まえた変更後のものを想定して採点されるのでしょうか。	留意事項は評価の点数に影響するものではなく、最も評価点の高い事業者から留意事項を伝えることとなります。

4 4	1. 公募占用指針	39	留意事項が通知された後、選定を希望するか否かの返答までの期限はどう設定されるおつもりでしょうか。 事業性に大きく影響するような内容であった場合、事業者として判断を下すにはそれなりの時間を要する可能性があるかと存じます。	留意事項とする内容を踏まえて回答期限を設定することとなります。
4 5	1. 公募占用指針	42	事業計画の実現性に関連し、環境影響評価、風況調査、地盤調査、海象調査の実施度合いを以て高評価となるわけではなく、あくまでも提出する事業計画に記載された計画の適切さ（必要なステップが記載されているか、計画に無理がないか等）により評価されることになるのでしょうか。	環境影響評価、風況調査、地盤調査、海象調査を実施していることだけをもって評価するものではありません。長期的、安定的、効率的の観点から最も適切な事業者を選定することとなります。
4 6	1. 公募占用指針	42	事業計画の実現性に関連し、地元ステークホルダーとの連携・共生や港湾計画との整合などは、当該項目の評価に含まれますか。もし含まれる場合、評価項目「関係行政機関の長等との調整能力」「周辺航路、漁業等との協調・共生」などとダブルカウントにならないでしょうか。	ダブルカウントの主旨が不明ですが、公募占用計画に記載される内容については、「事業計画の実現性」「関係行政機関の長等との調整能力」「周辺航路、漁業等との協調・共生」など、それぞれの観点から評価する対象になり得ます。
4 7	1. 公募占用指針	42	事業計画の実現性に関連し、莫大なプロジェクトファイナンスに耐えうる開発者の財務体力や信用力も評価に含まれるべきなのではないかと考えますが、評価に含まれますか。その場合、どの項目で評価されますか。	事業計画の実現性については、公募占用計画に記載された内容を踏まえ、第三者委員会の意見も踏まえ評価することとなります。
4 8	1. 公募占用指針	42	リスクの特定及び分析に関連し、環境調査によるリスク検討は「リスク対応適切性」として評価に含まれるのでしょうか。	リスクの特定および分析については、その対象等は、各事業者の創意工夫による提案を期待し、公募占用計画に記載された内容を踏まえ、第三者委員会の意見も踏まえ評価することとなります。
4 9	1. 公募占用指針	42	環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きに関しては、選定された事業者が落札後に行うことを想定している、との政府の考え方が明示されています（「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（案）」に関するパブリックコメントNo.32）。従い、環境影響評価手続きの開始の有無やその内容は、評価対象とならない旨を明示いただきたい。	環境影響評価を事前に行っていることだけをもって評価を行うものではありません。
5 0	1. 公募占用指針	42	最先端技術の導入に関し、協力企業が保有する技術も評価の対象に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本事業においてどのような最先端技術が活用されるのかについて評価を行うこととなり、協力企業が保有する技術も評価対象に含まれます。

5 1	1. 公募 占有 指針	42	応募者により、晒されるリスクは異なります（採用する建設工法・維持管理の方法等の差異により、抱えているリスクが異なる）が、本評価項目（リスクの特定及び分析）は、残存リスクの多寡自体によって評価に差がつくのではなく、様式3-1-13の通り、各応募者が建設・維持・財務におけるリスクの特定や分析・対応策考案をどの程度適切に実施しているかという観点で評価されると理解してよろしいでしょうか。	建設、維持管理、財務管理、その他事業撤退に至るリスクと対応方針を特定及び分析しており、対応可能かという観点で、第三者委員会の意見も踏まえ、相対的に評価することとなります。
5 2	1. 公募 占有 指針	42	公募占有指針のp. 32 の実施体制の記載としては、「協力企業とは元請契約を予定している者」とありますが、実績評価にあたっては、「意見募集の結果」No. 287：「Q）SPC からEPC 企業へ発注し、EPC 企業から各工事会社へ発注する場合、各工事会社はここでいう協力企業に含まれるのでしょうか。」「A）EPC 等に関して協力を求める企業は、協力企業に含めていただいてもかまいません。」とあることから、協力企業は元請だけではなく、その下請となる企業を含むとの理解でよろしいでしょうか。また、二次下請以降の企業の実績についても実績評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	元請契約を予定している者の下請けを受ける予定の企業についても、関心表明書が提出されていれば、協力企業として扱うことは可能です。事業者の役割に応じて評価することとなりますが、二次下請以降がその役割を担う場合は評価対象となります。
5 3	1. 公募 占有 指針	42	「EPC等」には風車の設計・建設・保守点検以外に、送変電設備の設計・建設・保守点検を含むとの理解でよろしいでしょうか。またその際の協力企業には元請、下請とも含むとの理解でよろしいでしょうか。	送変電設備に関するものも含め、EPC等に含めていただいても構いません。協力企業から元請契約を予定している企業についても、関心表明書が提出されていれば、協力企業として扱うことは可能です。
5 4	1. 公募 占有 指針	42	最新の技術の採用（例えば、商業実績のない最新ウィンドタービンの採用）は、「事業の確実な実施（事業計画の実現性、リスクの特定及び分析も含む）」の評価にマイナスに働くのか。	最先端の記述の導入の評価にあたっては、実績や実証結果など信頼性も考慮して評価することとなります。また、信頼の低い技術等を活用する場合は、事業計画の実現性等における評価に影響する可能性があります。
5 5	1. 公募 占有 指針	42	協議会のとりまとめ留意事項に関しては、公募占有計画の評価対象になるかをご教示いただきたい。	協議会のとりまとめ留意事項に関しては、尊重して事業を実施することが条件となります。

5 6	1. 公募占用指針	42	地域との調整に関し、評価に際し「本プロジェクトに関する調整実績」と「過去の調整実績」は、どちらの方が重要視され、どの程度評価に差があるのでしょうか。また、そもそも本プロジェクトに関する調整実績は評価されるのでしょうか。	本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか等の観点から評価することとなります。
5 7	1. 公募占用指針	42	地域との調整に関し、基本的に対象自治体（洋上風力発電所予定地を地先とする自治体）との調整が他の国内自治体との風力発電事業にかかる調整実績よりも評価されると考えてよろしいでしょうか。また、今回の関連自治体に物理的に近い実績があるほど評価されるとしてよろしいでしょうか。さらに、海外自治体との調整実績は評価対象となるのでしょうか。	
5 8	1. 公募占用指針	43	選定事業者を選定するための評価基準の中の、「地域との調整や事業の波及効果（40点の配点）」のうち、「地域への経済波及」と「国内への経済波及」の評価方法に関して、確認をさせて頂きたい。概念として、「地域」は「国内」に内包されることから、地域への経済波及効果の最大化を狙った公募占用計画であれば、結果的に地域への経済波及効果も国内への経済波及効果も同等に評価されると理解して良いか？ 或いは、「国内への経済波及」の評価に際しては、地域外の国内場所への経済波及効果も一定程度考慮されるのか？例えば、地域への経済波及効果のみを狙った公募占用計画と地域経済と地域外の国内経済への経済波及効果をバランス良く狙った（例えば、地域への経済波及効果に7割、国内（地域外）への経済波及効果に3割の投資を割いた場合）公募占用計画を比較した場合、国内への経済波及の点数については後者の方が一般的に高くなると言えるか？	「地域経済への波及効果」にも「国内経済への波及効果」にも効果があると考える事に関しては両方に記載して頂いて問題ありません。
5 9	1. 公募占用指針	43	将来的な価格低減策は今後開発するウィンドファームを含めてとのことだが、今後の事業を獲得することが確実ではないことから、本事項は埋もれてしまう可能性がある。このため、本事項をどのような観点から評価するかを明確にご教示いただきたい。	当該事業のみならず、将来的な価格低減に努める事業者を評価するものであり、各事業者の創意工夫による提案を期待し、当該提案について、第三者委員会の意見も踏まえて評価することとなる。
6 0	1. 公募占用指針	43	「地域との調整や事業の波及効果（40点）」最初の欄の「その他国内における実績」には、経産省や国交省以外の他省庁との、補助事業や委託事業は含まれますか？ またそれら事業が狭義の再生可能エネルギー事業には含まれない場合でも記載に支障はないでしょうか？	本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか等の観点から評価することとなります。

6 1	1. 公募占用指針	43	地域との調整や事業の波及効果（40点）」最初の欄の「国内の洋上風力における実績」「国内の陸上風力における実績」「その他国内における実績」についてはそれぞれ加算的に評価されるのでしょうか？ それとも上位の実績を示せば、それより下位の実績は記載しても加点されないという了解の方が正しいのでしょうか？ またSPCの構成員がそれぞれ別の実績を同じカテゴリーでもっている場合には、それぞれの実績を複数記載した方が加点されやすいという理解で良いのでしょうか？	単に実績が多いことだけをもって評価をするものではありません。本事業を実施するために十分な実績があるかどうかを相対的に評価することとなります。
6 2	1. 公募占用指針	44	事業実施実績について、「海外洋上風力商用」と「国内洋上風力実証」はどちらの方が高く評価されるのでしょうか。	以下の観点等との類似性の程度から相対的に評価することとなります。 ①国内の実績など、我が国の自然・社会状況等（※）を踏まえた事業の実績であるか。（※海洋土木工事については、航路や漁業等との利用調整を行った実績を含めて評価する。） ②設備の仕様や規模、本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか。（※本公募に係る事業は、2.1 万kW の浮体式洋上風力であるため、同規模以上の浮体式洋上風力の実績があれば最も高く評価。その実績がなければ、風車の設置については着床式や陸上等の浮体式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の浮体式構造物の実績を親和性の高さ（規模含む。）から相対的に評価。また、構成企業で役割を分担する場合は、当該役割に応じた実績となっているかを評価。）
6 3	1. 公募占用指針	44	「事業実績があること」においてトップランナーを獲得するためには、国内での実績が必要になります。現段階で国内洋上風力の商用サイトがない中で、国内洋上風力実績とは何を指しているのでしょうか。「国内洋上風力実証」は国内洋上風力実績に該当するのでしょうか。	
6 4	1. 公募占用指針	44	「財務計画の適切性」の配点は0点であるが、入札参加事業者の財務計画はどれほど「事業の確実な実施」項目の得点に影響しうるのか。	金融機関との検討の熟度を示す明確な根拠があれば、当該内容については、事業計画の実現性の観点等から、第三者委員会の意見も踏まえて評価することはあり得ます。

6 5	1. 公募 占用 指針	45	実績があっても能力が無いと判断できる場合というのは具体的にどのような状況でしょうか？その案件へ出資比率で評価されるのでしょうか？もしくはJDA等でのパートナー企業との役割分担等の合意書を確認して実体として能力が無いと判断されるのでしょうか？	例えば、実績を持つと示された事業において、実際は関係行政機関の長との調整がうまくいっていなかった場合等を指します。
6 6	1. 公募 占用 指針	45	「洋上風力発電事業の主な行程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」との記載がある。 ・「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限る。」との記載があるが、第 5 回洋上風力促進ワーキンググループのP27での「事業実施企業」や「投資企業」という区分はなくなったのか？ ・「事業実施企業」または「投資企業」の分類に関わらず、コンソーシアム構成員の各実績は評価対象となり公募占用指針に記載する必要があるが、評価は実績の本事業における活用方法次第との理解で良いか？ ・例えば「①風車の設置」の役割をコンソーシアム構成員の内、複数社が担当することは可能か？ ・上記の場合、実績の評価はどの会社の実績を評価するのか？協力会社の評価のように最も評価の低い企業の実績となるのか？	役割毎に評価することとなるため、文言の適正化として、事業の実施管理やEPC等の役割毎に、各事業者の実績を評価するとして記載をしたものです。 様式 3-1-3 に従い、役割毎に記載された実績を評価することとなります。評価対象となる役割を担わない事業者等については、実績等を記載する必要はありません。 なお、風車の設置の役割を、コンソーシアムの複数社が担当することも可能です。この場合、風車の設置の役割（EPC等）に応じた各企業の実績を評価することとなります。なお、仮に同じ役割を担う事業者が複数いる場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱うこととなります。
6 7	1. 公募 占用 指針	45	当該補足事項は、タイトルに「(4)1 事業実施の実績の評価に関する補足事項」とあります通り、対象が「事業実施の実績の評価」のように記載されていますが、「地域との調整」の実績の評価に、当該補足事項は適用されますでしょうか？ (例えば、ii) ②に同規模以上の浮体式洋上風力の実績があれば最も高く評価、について、「地域との調整」も同規模以上の浮体式実績が最も高く評価される等。)	ご指摘の箇所は事業実施の実績に関する評価の記載であり、地域との調整の実績には適用されません。 なお地域との調整の実績に関しては、本公募に係る事業に照らしどれほど親和性が高いかも踏まえながら評価を行います。
6 8	1. 公募 占用 指針	45	「～①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合は評価する。」とありますが、発電事業の運営（維持管理を含む。）の実績は、風力発電ではなくとも評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	第 8 章(4)1 ii) のとおり、設備の仕様や規模、本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか、等の程度から相対的に評価することとなります。

69	1. 公募 占用 指針	45	公募参加者や協力企業の実績判断の中で、公募参加者や元請企業が起用する技術アドバイザー（設計実績など）の実績も評価対象なるかご教示いただきたい。	第8章（4）1）i）に記載した評価の対象となる実績に含まれる場合は、役割毎にii）の視点を踏まえて評価することとなります。
70	1. 公募 占用 指針	45	応募者またはEPCコントラクターが起用するアドバイザー・コンサルティング企業の設計実績は評価の対象となるのでしょうか（アドバイザー・コンサルティング企業は請負ではない点、また、アドバイザー・コンサルティング契約の業務所掌は様々であり一般的に結果責任を負わない点を踏まえてご判断いただきたく存じます）。	
71	1. 公募 占用 指針	45	評価にあたって、「ア 本事業を実施・管理する企業（事業に係る責任を有し、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等に関与する企業）」、「イ）風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等を実施する企業」では、どちらが重要視されるのでしょうか。また、その重要度にはどの程度の差があるのでしょうか。	評価の基準は公募占用指針に記載のとおりです。ご指摘頂いた役割については、いずれも重要であり、第三者委員会の意見も踏まえ、相対的に評価いたします。
72	1. 公募 占用 指針	45	「イ）風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等を実施する企業」の中でも、E/P/C及び保守点検などに関して、その重要度にはどの程度の差があるのでしょうか。特に、EとCではどちらを重要視していますでしょうか。	

7 3	1. 公募 占用 指針	45	<p>まずSPCでの入札を想定する。「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。」に関し、SPCの議決権を企業Aが30%、企業Bが30%、企業Cが20%、企業Dが20%を所有する場合、企業A、企業Bの2社で50%:50%の出資比率で入札前に中間SPCを新規設立し、当該中間SPCを通じて間接的に30%ずつSPCに出資する場合、「SPCの議決権を有する企業」は当該中間SPCとなり、原則として事業の実施・管理についての評価対象は当該中間SPC自らの実績となるが、企業A、企業Bの実績が当該中間SPCとの人的体制や情報共有体制等により自らの実績と同等といえる根拠があれば当該中間SPCの実績に加えて評価対象となるとの理解でよいか。</p> <p>② 次にコンソーシアムでの入札を想定する。企業Aが30%、企業Bが30%、企業Cが20%、企業Dが20%の出資比率を有するコンソーシアムで入札し、選定事業者として選定された後、企業A、企業Bの2社で50%:50%の出資比率で中間SPCを新規設立し、当該中間SPCを通じて間接的に30%ずつSPCに出資するためには、公募占用計画の変更手続を経る必要があるか。公募占用計画の変更手続が必要な場合、中間SPCを設立することにより課税メリットを享受でき当該課税メリットを前提とする場合、前提としない場合に比べ入札価格を下げられるところ、中間SPCの設立前後で企業A、企業BのSPCにおける実質的議決権比率には変更が無く、事業実施体制に影響が出ないと考えられるため、形式上はSPCの「議決権の最も大きい企業が変更する場合」に該当することになるものの、公共の利益の一層の増進に寄与するものとして公募占用計画の変更は認められる余地があると考えられるか。</p>	<p>①この説例の場合、当該中間SPCが「SPCの議決権を有する企業」として、事業実施の実績の評価対象となります。企業A又は企業Bの事業実施の実績については、「親会社や子会社等の実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。」（※参加企業の実績と扱えるかどうかを評価するもの）などの観点から、相対的に評価することになります（本公募占用指針第8章（4）1）ii）参照）。なお、事業の実施・管理についての評価対象は、SPCの議決権を有する企業であり、出資を行う企業ではありません。</p> <p>②企業A～Dがコンソーシアムへの出資比率に応じてその議決権等を保有している場合、選定事業者の選定後、企業A～Dが公募占用計画に記載された議決権保有割合の議決権を保有するSPCを設立し、公募占用計画の認定を受ける必要があります。その後、中間SPCを設立し、企業A及び企業Bの議決権を当該中間SPCに譲渡する場合には、認定された公募占用計画の変更手続が必要です。認定された公募占用計画の変更が、再エネ海域利用法18条の要件を満たすか否かは、個々の変更申請に対して、個別に判断します（議決権の変更については、第9章（5）4）SPCの構成員の変更についてを御確認ください。なお、議決権に変更がない出資比率の変更については、原則、変更が認められるものと考えています。）。</p>
7 4	1. 公募 占用 指針	45	<p>「1つの企業が、事業実施企業とEPC等企業を兼ねることも可能であり、事業体制として適切な実績を有することを示すこと。」とは、兼ねる場合は、兼ねない場合と比較して具体的に記載内容が増えるということでしょうか。（事業実施企業に必要な実績と、EPC企業としての実績をそれぞれ記載するということでしょうか。または、それらに加え事業者側とEPC側が企業内で適切な管理されている実績を追加記載する必要があるのでしょうか。</p>	<p>事業実施企業とEPC等企業を兼ねる・兼ねないにかかわらず、それぞれの実績を記載することとなります。</p>
7 5	1. 公募 占用 指針	45	<p>パブコメ「290」にて、「風車の設計・建設・保守点検についても評価対象となっており、これらの役割に関して、応募企業又はコンソーシアム構成員等になっていない風車メーカーの実績を活用する場合には、関心表明書の提出が必要になります。」と記載されていますが、洋上の風車を提供できるメーカーが実質的に絞られているため、同一メーカーの関心表明書が多数提出されることが想定されます。その場合、同一メーカーにおいて、関心表明書の内容によって、点数に差がつくということがあるのでしょうか。</p>	<p>実施する事業で使用する風車の大きさ（出力等）等とも関連しますので、同一メーカーであることをもって、必ずしも同じ点数にはなりません。</p>

7 6	1. 公募占用指針	45	議決権の大小は評価に影響がありますでしょうか？（例えば、実績の評価に関わる企業の議決権が大きい方が高く評価される等。）	事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限るとしています。その上で、役割毎に実績を評価することとしており、事業体制として適切な実績を有するかどうかを確認することとなります。この際、一律に議決権保有率の大小のみをもって評価するものではありません。
7 7	1. 公募占用指針	45	例えば、協力企業A（風車設置の実績を有する）と協力企業B（海洋土木工事の実績を有する）があり、それぞれの関心表明に基づき実績を評価され、事業者を選定された後に、協力企業Aへ風車設置および海洋土木工事を一括発注（協力企業BはAの下請となる）することは問題ないか？ 上記と類似のケースで、協力企業Aのみの関心表明で、下請企業であるBの海洋土木工事实績を含めてAの実績とすることはできるか？ 上記質問の主旨は、最終の発注形態がA社元請、B社下請と決定している場合に、それぞれが有する実績の評価を受けるには両社の関心表明が必要か、A社のみで足りるか、ということです。	元請契約を予定している者の下請けを受ける予定の企業については、関心表明書が提出されていれば、協力企業として扱うことは可能です。このため、ご質問の主旨に回答すると、両社の関心表明が必要です。
7 8	1. 公募占用指針	45	EPCをターンキー方式ではなく、分離発注（発電設備を構成する各設備や工事を複数企業に発注し、事業者自身で取りまとめ）方式で実施する場合、「風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）」に係る事業実施実績の評価は、①事業者となる公募参加者のうち同発注・取りまとめを担当する会社の実績、②関心表明書を提出した協力企業（事業会社の元請けか下請けかと問わず）の実績がいずれも評価対象となると考えてよいでしょうか。	風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）のそれぞれの役割を担う企業の実績を評価することとなります。これらの役割の取りまとめを行う者については、その役割及びそれに対する実績がわかるように記載いただければ、評価対象となります。
7 9	1. 公募占用指針	46	箇条書きの2点目において、過去の他事業のSPCへの出資に言及されていることから、ここにいう「親会社など」には、兄弟会社、関連会社等を含むと理解していますが、相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
8 0	1. 公募占用指針	46	過去の実績評価対象に関して、「親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価する」とされておりますが、「自らの実績と同等といえる根拠」については、具体的にどのように証明すればよいでしょうか。	根拠の示し方については、各事業者の事情等に応じて様々であると考えています。事情に応じて同等と判断できる根拠をご検討ください。
8 1	1. 公募占用指針	46	「人的体制や情報共有体制等」とありますが、具体的にはどのようなことかお示し頂けますでしょうか？例えば、役員・社員を出向させていることや、定期的な情報共有会議の開催は、これらに該当しますでしょうか？	

8 2	1. 公募 指針	46	「親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績か？」 外国法人の100%子会社日本法人の場合で、日本法人の中に洋上風力部がある場合に、親子間で知識やKnow Howを共有しているため、社内で見れば一体として活動しているものですが、「同等」の定義をもう少し例示頂けないでしょうか？	
8 3	1. 公 募 占 用 指 針	49	事業者の選定から公募占用計画の認定までのスケジュールをお示し頂きたい。（この公募占用計画の認定までにSPC設立が必要との記載があるため。）またこの認定のスケジュールは事業者側の裁量で調整や要望が可能でしょうか？	FIT認定を申請するまでに公募占用計画の認定を受ける必要があります。
8 4	1. 公 募 占 用 指 針	51	コンソーシアム又はSPC等での応札を前提とした場合、選定事業者を選定された後にO&Mの知見や実績を期待しない一部の構成員を除く構成員から構成されるO&M会社を新規設立し、当該O&M会社に一部又は全部のO&M業務をO&M契約に基づきSPCが委託する旨の公募占用計画とすることは認められるか。それともO&MはSPC自身が実施する前提で公募占用計画を作成する必要があり、斯様なO&M会社の新規設立・O&M契約の締結については選定事業者を選定された後に公募占用計画の変更手続により採用可否を判断することになるのか。	O&Mの体制について、制限をかけておりません。 公募占用計画に将来新設する会社について記載することを妨げるものではありませんが、その実現を前提に評価を行うこと、当該会社の実績について評価がなされること、当該内容に変更がある場合には、法第18条第2項に定める基準に適合する場合に限り変更の認定が受けられること等にご留意ください。
8 5	1. 公 募 占 用 指 針	52	事業者が制御しえないフォース・マジュールの事象に直面した場合、公共の利益に寄与しないとしても落札後において公募占用計画を変更することは可能か。このような変更が事業者の評価を下げたとしても、総得点では同事業者が最高得点であることに変わりはない場合はどうなるのか。	公募占用計画の変更は、 ①法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること ②当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること としています。 ①を満たすことが前提になりますが、②については、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること「又は」やむを得ない事情があること、を確認することになります。
8 6	1. 公 募 占 用 指 針	52	仮に入札参加事業者が財務計画において一つの資金調達手法しか記載しておらず、落札後に変更すると判断した場合、この変更は認められるか。 公募占用指針によれば、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれる」場合は変更が認められると記載してあるが、資金調達手段の変更はサプライヤー変更や漁業者合意のように地元関係者や日本経済に直接的な影響を与えないため、このような変更の場合に「公共の利益」の基準がどのように適用されるかがあいまいであるために、質問する次第。（入札価格は財務計画の変化によって変わらない前提）	公募占用計画の内容を変更する場合は、法第18条第2項に基づく変更の認定を受ける必要があります。 それぞれの事情を考慮する必要がある可能性があるため、どのような場合に変更が認められるのかを一概に申し上げることは困難ですが、少なくとも公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意する必要があります。

87	1. 公募占用指針	52	経済波及効果の試算の変更は、認定公募占用計画の変更とはみなされず、したがって計画変更の認定を受ける必要はないとの理解でよいか。	例えば、構築するサプライチェーンなどの前提条件が変更される場合は、公募占用計画の変更が必要です。
88	1. 公募占用指針	53	国内法人がコンソーシアムにより公募に参加した場合、公募占用指針第9章(5)4)記載の通りSPCの構成員の変更に係る2要件を充足していれば、外国法人へのSPCの株式譲渡であっても公募占用計画の変更認定を受けられるという理解で宜しいでしょうか。	第9章(5)4)の要件に該当しているなど必要な事項を満たしている場合は、公募占用計画の変更は可能です。
89	1. 公募占用指針	53	コンソーシアムにより公募に参加した後、公募占用計画の認定を受ける前の段階で設立したSPCの株式を譲渡しようとする場合、かかる譲渡はどのような条件で許容され、譲渡のためにどのような手続きが必要になるのでしょうか。	SPCの議決権等は、公募占用計画に記載したとおりに実施して頂く必要があります。
90	1. 公募占用指針	53	落選した事業者が選定された事業者のコンソーシアム又はSPCに参画することは可能か。	公募占用指針の別添4公募参加資格資格3に掲げる事項については、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続することとしております。
91	1. 公募占用指針	53	SPCの構成員変更について、パブリックコメントNo. 333において、中間会社の変更の場合であっても、「各構成員の影響力の程度等を判断する」必要があるため、公募占用計画の変更手続きが必要、と説明されています。逆に言えば、SPCに対する各構成員の影響力が（中間持株会社の変更前後または中間持株会社を挿入する前後で）不変であれば、国としては特段変更を認めない理由はないという理解でよいでしょうか。最終親会社とSPCの間の中間持株会社構造をどのように設計するかは各企業が自社の戦略により変化するため、申請を受けてから国が一存で決定するのではなく、変更を認めない場合の具体的な基準を予め明示し、事業者にとっての予見可能性を高めていただきたく存じます。	法第18条第2項の基準に適合すると認める場合には、変更が可能です。個別毎の事情を考慮する必要もありますので、公募占用計画の変更の申請前に、十分な余裕の期間を持ってご相談ください。

9 2	1. 公募占用指針	53	SPCの構成員変更について、パブリックコメントNo. 344において、「事業体の構成員となっていた者に変更が生じる場合には、それがいわゆる兄弟会社間での変更であっても、公募占用計画の変更手続きを取る必要がある」と説明されています。兄弟会社への変更が認められるか否かは、応札準備及びその後の出資経路選定上非常に重要ですので、変更可否の具体的な基準を予め明示いただけませんか。具体的には、パブコメNo. 344の例では、兄弟会社間に実績・SPCへの意思決定の影響力の差がありませんので、変更後の構成員が別添4第3項の参加資格（SPCの構成員としての要件には国内法人であることは含まれないため、2項は除外）を満たしていれば問題ないと考えますが、これらに加えて判断要素があるようでしたらお示しください。	法第18条第2項の基準に適合すると認める場合には、SPC構成員の変更が可能ですが、この場合、審査及び評価の結果が下がる方向での変更でないかなどを含めて確認することとなります。なお、実績については「親会社や子会社の実績ではなく、自らの実績か、又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか」等を確認していますので、ご注意ください。
9 3	1. 公募占用指針	54	パブリックコメントNo. 234にて、「FIT認定の前に公募占用計画の認定が必要」と説明されていますが、正確には、FIT認定の申請を行う前に公募占用計画の認定が必要、ということでしょうか、それとも、公募占用計画の審査とFIT申請を並行して進めておくことは可能でしょうか。また、このように公募占用計画の認定をFIT認定前に必要とする理由をご提示願います。	FIT認定を受けるためには、FIT法上の発電事業計画が公募占用計画と整合的であること確認する必要がありますので、FIT認定を受ける前に公募占用計画の認定を受けて頂く必要があります。FIT法上の審査期間を十分に確保するため、FIT認定の申請を行う前に公募占用計画の認定をとることを必要としています。
9 4	1. 公募占用指針	54	「SPCの構成員の変更について」選定されなかったSPCやコンソーシアムのその構成員が、落札した選定事業者のメンバーに参加することは、選定後に民間同士の交渉が成立すれば、特段の支障はありませんか？ 勿論選定事業者側が2/3、1/2ルールに抵触しない条件です。	公募占用指針の別添4 公募参加資格資格3に掲げる事項については、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続することとしております。
9 5	1. 公募占用指針	55	促進区域内海域の占用許可の申請を出した場合、許可が下りるまでの標準期間をご教示いただきたい。	九州地方整備局が定める「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内海域占用等許可規則」において、標準処理期間は60日としています。
9 6	1. 公募占用指針	56	「台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事にあたって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。」とありますが、これは国と発電事業者の関係を規定しており、起因者との間では別途発電事業者は補償を請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご意見のとおりであり、国と発電事業者の関係のみを規定しているものです。

9 7	1. 公募占用指針	56	「意見募集の結果」No. 361で「法定協議会における関係漁業者の要望等もありますので、改めて了解を得ていただく必要があるものと考えています。」との記載があります。了承を出すにあたっての協議会の方針としては、原則として「再エネ海域利用法に係るQ&Aについて」5-1に記載のとおり、「協議会は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、発電事業の円滑な実施を妨げることなく、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備及び附属設備の整備に係る海域の利用について了承するものである」と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9 8	1. 公募占用指針	56	「海洋再生可能エネルギー発電設備が備える係留施設は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能に関して港湾法第 56 条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること。」との記載がある。 ・適合を確認する主体、確認期間、方法、手続き等のプロセスをご教授頂きたい。	「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」P. 15のとおりであり、詳細については下記URLをご確認下さい。 https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000035.html
9 9	1. 公募占用指針	56	「「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」（全て洋上風力発電施設検討委員会）に則って、設置及び維持管理を実施すること。」との記載がある。 ・設置及び維持管理を実施することを確認する主体、確認期間、方法、手続き等のプロセスをご教授頂きたい。	確認する主体は主に九州地方整備局になります。確認は、随時の巡視や報告徴収等により実施することとしています。
1 0 0	1. 公募占用指針	56	電気事業法に基づく、工事計画届出受理は不要か？	占用許可の段階では、必要ありません。ただし、占用許可の条件として、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」等に則って、設置及び維持管理を実施することを定めております。従って、占用許可を受けた事業者は、電気事業法に基づく手続を適法に行っていただく必要があります。
1 0 1	1. 公募占用指針	56	パブコメNo. 358に関連し、風車基礎を漁礁代わりとして、漁を実施することは可能との理解でよいか。協議会での議論のとおり漁自体は、一時的なものであり占有は不要との理解です。	漁業行為自体は、基本的には占有許可は不要です。漁業行為には、漁網等の設置が含まれ、これには養殖の用に供される物であって容易に移動可能な物及び、定置網も対象となります。

102	1. 公募 指針	57	「占用水域を洋上風力発電以外の目的に利用しないこと。」とありますが、漁業振興を目的として占用水域内に人工漁礁を設置することは、当該目的外使用には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	当該箇所は海洋再生可能エネルギー発電設備に係る占用について記載しているものであり、その他物件の占用を行いたい場合は、別途の申請が必要となります。この場合、法第10条第2項に基づき、許可の判断を行うこととなります。
103	1. 公募 指針	59	協力企業の変更は事業者の変更に伴う変更箇所に含まれるという理解で宜しいでしょうか。一般的に金融機関によるステップ・インによる事業の立て直し時に協力企業を変更する場合等も考えられるところであり、協力企業の変更が一切認められる余地がないとすると、金融機関も検討当該リスクを考慮せざるを得ないこととなりますので、適切な事業実施が見込まれ、公募の公平性が損なわれないのであれば、計画に基づく地位の承継を認めていただければと思います。	協力企業の変更の可否は、法第18条第2項の基準に適合すると認める場合には、変更が可能です。この場合、審査及び評価の結果が下がる方向での変更でないかなどを含めて確認することとなりますのでご注意ください。
104	1. 公募 指針	62	「その他公募の参加を認めるべきでない行為」は、公募開始から選定事業者として選定されるまでの間で、コンソやSPCから離脱することは該当するかをご教示いただきたい。	個別毎の状況等に応じて判断することとなります。
105	1. 公募 指針	62	「公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い～」とあるが、「公募の終了」は公募占用計画の受付期限である令和2年12月24日か、選定結果が公表される令和3年6月か。	選定結果の通知（公表）までになります。
106	1. 公募 指針	62	「その他公募の参加を認めるべきでない行為」とありますが、令和3年6月頃に予定されている選定結果公表（選定事業者として選定）の後、コンソから離脱することは該当しますでしょうか？	個別毎の状況等に応じて判断することとなります。
107	1. 公募 指針	62	公募占用計画書、公募計画に基づき記載される公示の内容は、各事業者が保有する機微な情報が含まれる可能性があります。 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条2イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものが含まれる可能性が考えられますので、開示にあたっては、開示請求がある都度、事前に各事業者の了解を得る。または、非公開範囲を予め事業者に明示させる等配慮して開示していただきたい。	提出いただいた資料については、関係者以外の閲覧はできないよう厳格な管理を致します。また、公募参加資格の確認のために警察に提供することがあるほかは、提出者に無断で二次的な利用をすることはありません。

108	1. 公募占用指針	67	「選定事業者は、～基金を五島市と協議の上設立すること。基金の運用に当たっては、透明性を確保すること。」とありますが、パブコメ「372」では「透明性の確保は、基金の設定・運用者に求められるものとなりますが、資金の運用者におかれても、運用者の求めに応じ、適切な情報開示を行うことなどが考えられます。」とされています。国および協議会の想定する、透明性の確保のための手法を含めた基金の在り方をお示しいただけると、公募占用計画の中に、それらを反映した事業者として選定された場合の基金設立協議への取り組み方を記載できると考えますので、よろしくお願ひしたい。	8月6日に「長崎県五島市沖公募における協議会構成員による説明会」を開催し、議事録を公表していますので、参考として下さい。
109	1. 公募占用指針	72	金融機関からのLOIの内容が評価対象とならず、金額記載も任意であることから、適格な金融機関からのLOIが1通あれば、公募参加資格のうち「2(3)事業実施のための資金的裏付けがあること」を満たす理解してよろしいでしょうか。	金融機関からのLOIは1通で差し支えありません。
110	1. 公募占用指針	72	仮に事業者がプロジェクトファイナンスでなく自己資金による事業実施を予定している場合、LOIの代わりに事業者名義の誓約書の提出が求められる。この誓約書に含まれるべき内容・記載要綱についてより具体的にご教示いただけないか。	出資金相当額の資金が十分にあることの表明書を提出いただくことで問題ありません。
111	1. 公募占用指針	73	本項の「公募」とは「本公募」を意味するという点でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
112	1. 公募占用指針	N/A	洋上風力事業のO&M拠点として使用される港を特定し、必要に応じて整備・増強することを担う機関は、国土交通省であるとの理解してよろしいか。あるいは、地方自治体が担う可能性も想定されるのか。O&M拠点の整備・増強に係る工事費用及び選定事業者に課される負担の割合はどれほどのものになるのか。また、負担した金額の回収メカニズムはどのようなものになるのか。	O&M拠点として使用する港は事業者が選定し、施設使用の可否、整備・増強の実施方法、費用負担について事業者が管理者と協議し決定するものと考えます。

113	2. 様式集	12	公募占用計画上はコンソーシアム構成員による具体的な出資に関する金額は記載されず、出資比率及び議決権保有割合しか記入しないので、出資比率及び議決権保有割合が維持される限りはSPCについて増資・減資は公募占用計画の変更なく行うことができるという理解で宜しいでしょうか。	様式3-1-12において資金計画の適切性が確認できる資料を求めており、その中で資本金額を含めた資金調達の概要についても説明を求めているため、資本金額の増減については、公募占用計画の変更が必要となります。
114	2. 様式集	12	パブリックコメントNo. 283のように、企業A及び企業Bの出資ビークルをSPCの構成員とすることを希望する場合、公募占用計画の構成員部分の記載及びその提出との関係では当該出資ビークルの組成までは求められず、事業者名、住所、代表者の予定を記載し、当該企業A・企業B・当該出資ビークルの関係性やストラクチャー（具体的には企業Aや企業Bの情報や出資割合・議決権割合等）について別紙1や別紙4等により記載するという方法で宜しいでしょうか。	SPCの構成員を記載頂く形で問題ありませんが、事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限りませのでご注意ください。
115	2. 様式集	12	企業A・B・Cによるコンソーシアムによる参加の場合で、選定後に企業A及び企業Bが出資ビークルを将来形成し、出資ビークルと企業CによってSPCを組成することを想定している場合、①企業A・Bと出資ビークル・SPCとの関係性やストラクチャーは別紙1や別紙4で説明しつつ、②左記箇所について記載する企業A・Bによる出資比率や議決権保有割合は、出資ビークルがSPCに対して保有する出資割合・議決権保有割合と、企業A・Bが出資ビークルに対して保有する出資割合・議決権保有割合との積を記載すれば宜しいでしょうか。他に記載すべき方法がありましたらご教示ください。	公募占用計画に記載された議決権保有割合の構成員により構成されるSPCを設立することとしており、コンソーシアムの全ての構成員がSPCの構成員になるものとしてしています。
116	2. 様式集	12	12頁に「法人の役員氏名」の記載が求められており、「役員」の定義についての照会です。株式会社の場合、（代表権有無にかかわらず）全取締役を記載すれば足りるでしょうか、それとも、取締役に加えて、監査役・執行役員についても記載が必要でしょうか。合同会社の場合についても具体的にご教示いただけますと幸いです。	「再エネ海域利用法に係るQ&Aについて」2-8(2)人的関係に該当する者を記載してください https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/nagasaki_goto_faq.pdf
117	2. 様式集	12	株式会社の場合、法人の役員氏名は全取締役の記載が必要でしょうか。	

118	2. 様式集	13	ここで記載する占有期間は、あくまでも応札時点での予定（落札後の開発の進捗に応じて、占有開始を前倒しにしたり、後ろ倒しにしたりすることが可能）との理解でよろしいでしょうか。それともここで記載する期間が確約になるのでしょうか。	占有開始時期の変更は、公募占有計画の変更での対応となります。
119	2. 様式集	13	「1. 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期」に関する表のうち「設置を予定する発電設備の概要」についてお伺いいたします。「型式番号」の記載が求められていますが、これは認証番号ではなくメーカーの型式番号を指しているという意味で宜しいでしょうか。（機器によっては、応札時点では認証未取得の場合も考えられることから、お伺いしております。）	メーカーの型式番号を記載ください。
120	2. 様式集	13	設置工事の開始予定日とは、電気事業法の工事計画届出対象設備の工事開始の意味でしょうか、それとも、促進区域内における工事の開始予定日でしょうか、陸側の工事も含めて最初の工事開始日でしょうか。また、上記はあくまでも「予定」であり記載した日時に拘束されないという理解でよろしいでしょうか。さらに、工事に先立つ各種調査は設置工事には含めないとの理解でよろしいでしょうか。	公募段階では、当該「設置工事の開始予定日」箇所にはその時点で計画している発電設備の設置に係る工事開始予定日を記載ください。変更する場合は、公募占有計画の変更が必要になります。ご認識のとおり、発電設備の設置工事前に行うボーリング調査等の各種調査は当該設置工事には含みません。なお、当該調査が占有を伴う場合は、公募占有計画とは別に、別途占有許可を受けていただく必要がありますので、ご注意ください。
121	2. 様式集	14	促進区域内・港湾・陸上送変電施設を含むすべての工事時期を記載すればよろしいでしょうか。また、上記はあくまでも「予定」であり記載した日時に拘束されないという理解でよろしいでしょうか。	公募段階では、当該「工事の実施時期」箇所にはその時点で計画している発電設備の設置に係る工事開始予定日を記載ください。変更する場合は、公募占有計画の変更が必要になります。
122	2. 様式集	16	「実績を有することを確認するための資料を添付すること」とありますが、「実績を有することを確認するための資料」として認められるものを具体的にご教示（ご例示）いただけますでしょうか。	契約書の写しや工事実績情報システム（コリンズ）のカルテ受領書の写し等、役割に応じた実績を確認できる資料をご提出ください。
123	2. 様式集	16	本様式は、今回の公募以外に将来の他案件の公募申請の評価につながるため、各事業者が保有する機微な情報が含まれます。また、海洋土木工事には原子力発電所等の工事も含まれる可能性もあるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条2イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと考えます。本様式の内容は、情報公開法に基づく公開の対象としないいただきたい。	提出いただいた資料については、関係者以外の閲覧はできないよう厳格な管理を致します。また、公募参加資格の確認のために警察に提供することがある場合は、提出者に無断で二次的な利用をすることはありません。

1 2 4	2. 様式集	17	実績の種類の欄に、「どのような発電設備の実績かを記載」とありますが、海洋土木工事の実績に含まれる範囲は、公募占用指針別添4の公募参加資格に記載されている「国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事」と理解してよろしいでしょうか。	様式3-1-3の2. 海洋土木工事に係る実績については、洋上風力以外の用途の浮体式構造物の実績を記載してください。
1 2 5	2. 様式集	21	2-1において、主要機器の構造の概略を記載するよう求められていますが、陸上の送変電設備・送電線についても記載が必要でしょうか。	陸上の変電施設・送電線等は不要です。
1 2 6	2. 様式集	21	2-2において、地震・波浪等に関する設計条件の設定方法を記載するよう求められていますが、対象となるのは、基礎（アンカー含む）および風車・タワーのみとの理解でよろしいでしょうか。海底ケーブルや陸上送変電設備・送電線については記載不要との理解でよろしいでしょうか。	
1 2 7	2. 様式集	23	「施工計画の項目に合わせた工事工程表を作成すること」とありますが、同じ表現が前ページ（記載要領及び2. 様式集 様式3-1-8 別紙6 施工計画）にもございます。工事工程表は別紙6及び7の両方に記載する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	工事工程表は様式3-1-8ではなく、様式3-1-9に記載してください。
1 2 8	2. 様式集	24	維持管理計画における「事業実現性及び信頼性」の評価基準を明確に示していただきたい。	各事業者の創意工夫による提案を期待し、当該提案について、長期的、安定的、効率的な事業の実施の観点にどのように貢献するのかという観点で相対的に評価することとなります。
1 2 9	2. 様式集	26	「金融機関の関心表明及び実績を証する書類（様式3-2-7）及びその添付書類の写し」とありますが、様式3-2-7に記載する事項を様式3-1-12にも記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式3-1-12を提出いただければ二重に記載頂く必要はありません。
1 3 0	2. 様式集	27	「別紙11：リスクの特定及び分析」における「リスク回避や低減に成功した事例」について、リスク管理は事業者自身が行うものであるため、ここで対象となるリスク回避や低減の成功例は、請負企業やその下請け・事業者が起用するアドバイザーの実績ではなく、事業者自身の実績であるべきと考えますが、そのような理解であっていますでしょうか。	建設、維持管理、財務管理、その他事業撤退に至るリスクと対応方針を特定及び分析しており、対応可能かという観点で、第三者委員会の意見も踏まえ、相対的に評価することとなります。

1 3 1	2. 様式集	29	「将来的な価格低減策はあるか」との時効を含めて記載するよう求められています。本案件の公募占用指針上、電力販売価格は36円/kWhと決められていますが、本項目では、①本案件における販売価格を将来的に36円/kWhから値下げする可能性およびその方策を言及するよう求められているのでしょうか、それとも、②後続の洋上風力発電事業（事業者が誰であるかを問わず）におけるコスト低減策（つまり、業界を先導する取組）として利用可能な方策を提案するよう求めているのでしょうか。	後続の洋上風力発電事業も含めた将来的なコスト低減策の提案を求めています。
1 3 2	2. 様式集	29	本様式は、今回の公募以外に将来の他案件の公募申請の評価につながるため、各事業者が保有する機微な情報が含まれます。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条2イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと考えます。本様式の内容は、情報公開法に基づく公開の対象としないでいただきたい。	提出いただいた資料については、関係者以外の閲覧はできないよう厳格な管理を致します。また、公募参加資格の確認のために警察に提供することがある場合は、提出者に無断で二次的な利用をすることはありません。
1 3 3	2. 様式集	30	当該事業において採用できない技術であっても、今後開発するウインドファームでの採用を目指して取り組んでいる技術も評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。また、当該事業の一部で試験的に採用する工法や技術も評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において採用する技術が評価対象になります。
1 3 4	2. 様式集	30	本様式は、今回の公募以外に将来の他案件の公募申請の評価につながるため、各事業者が保有する機微な情報が含まれます。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条2イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと考えます。本様式の内容は、情報公開法に基づく公開の対象としないでいただきたい。	提出いただいた資料については、関係者以外の閲覧はできないよう厳格な管理を致します。また、公募参加資格の確認のために警察に提供することがある場合は、提出者に無断で二次的な利用をすることはありません。

135	2. 様式集	31	過去の関係行政機関の長等との調整の実績について、海洋土木工事の実績は公募開始の日前10年以内とあるが、本様式の実績期限はあるのでしょうか。	期限はありませんが、評価にあたっては本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いかを評価することになります。
136	2. 様式集	32	本項目では「どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか、考え方を記載すること」が求められている。本海域におけるこれまでの実績自体ではなく、今後の進め方・考え方が評価の対象となるとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
137	2. 様式集	44	<p>(注)「資本関係、人的関係がある者」とは、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(国地契第91号平成27年3月6日(最終改正平成30年4月26日国地契第1号))2.に掲げる基準に該当する者をいう。とありますが、子会社等、親会社等の定義は、会社法から会社法施行規則に定義が記載されている。議決権が40%を超える場合や議決権が40%未満でも「自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。」「その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。」等となっていますが、人的関係を含めて誓約書を以て確認するのでしょうか。会社毎に資本関係、人的関係のある会社一覧を提出する必要はないのでしょうか。</p> <p>「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(抜粋) 2. 基準以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合(1)資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合①子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合(2)人的関係略(3)その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合組合及びその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合とある。</p>	提出資料は公募占用指針に記載の通りであり、ご指摘の資料の提出の必要性はありませんが、誓約書記載のとおり、誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより公募占用計画の認定を取り消されることがあることをご認識ください。
138	3. 公募占用指針(案)に関する意見募集結果別紙	29	コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業にて事業の実施・管理は全て行うものの、SPCが匿名組合の営業者となり、ファンドや金融機関が事業資金の一部を当該匿名組合の匿名組合出資として拠出する公募占用計画とすることは可能か。その場合、公募占用計画の提出時に当該ファンドや金融機関からのLOIの提出を想定しているが、金額の記載の有無を含むLOIの内容の如何は事業実現性その他の事業者選定上の評価への影響はないのか。	SPCを認定事業者とし、ファンドや金融機関が匿名組合出資の形式で当該SPCに資金を拠出する内容の公募占用計画とすることは可能です。ただし、公募占用計画の審査の際、事業実施・管理についての実績の評価対象となるのは、応募企業(1社で公募に参加する者をいい、SPCを含む。)、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限られます。なおLOIの内容は評価に影響しません。

139	3. 公募占用指針(案)に関する意見募結果別紙	41 (No.172-174)	SPCによる参加の場合、被保証人をSPC、債権者を経産省・国交省とすれば、保証状を差し入れる当事者はSPCの議決権を有する者等でも不都合はないのではないのでしょうか。公募のために新設されたSPCには信用力がなく調達コストが高くなるため、このような差し入れ方法も認められるべきと考えます。	保証状の場合、保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者の信用格付がA-又はA3以上の金融機関であることを求めています。
140	3. 公募占用指針(案)に関する意見募結果別紙	63 (No.285)	本意見の例においても、287と同様に公募参加者に協力する企業は協力企業になるということによろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
141	3. 公募占用指針(案)に関する意見募結果別紙	69 (No.300)	本意見への回答中に「応募企業等と風車の部品メーカーや風車メーカーと風車の部品メーカーが提携し」とありますが、後者の場合、応募企業等は提携の当事者でなくても良いという理解でよろしいのでしょうか。	当該事業に協力企業として参加する風車メーカーと部品メーカーが提携していれば、応募企業等が提携の当事者になることは必ずしも必要ではないと考えています。ただし、提携の体制を含め、相対評価の対象になります。
142	3. 公募占用指針(案)に関する意見募結果別紙	73 (No.316)	選定当事者が公募占用指針第10章(2)に従い独自に接続契約検討の申し込みを行っていた場合には、事業者選定後に系統提供事業者から接続契約等を承継しないこともありうると思われそうですが、本質問への回答で「系統を承継する必要」があるとされたご趣旨をご説明いただけますでしょうか。	公平性の観点から、本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者の系統を活用することを前提に実施するものであり、当該系統については、その他の公募参加者にも情報提供を実施することとなります。公募参加者が独自に確保した系統を活用できないこととした場合、系統提供事業者との間で公平性が確保できないこととなります。系統提供事業者が一方的な不利益を得ないようにするため、公募参加者が独自に確保した系統がある場合にも、系統提供事業者から接続契約等を承継して頂く必要があります。

1 4 3	3. 公募占用指針(案)に関する意見募結果別紙	79 (No. 333)	本意見の回答における「人的体制や情報共有体制等」とは、単にSPCの議決権を有することを指すのではなく、SPCに対して人員や情報を提供する体制があることを指しており、そのような体制を有する者はSPCの議決権を有する者の実績と同等の実績として評価されるということによろしいでしょうか。	例えば、事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限るとしていません。その上で、過去の実績として評価対象となるものは、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績か、又は、実態上、これと同等と言える根拠があるか、といった視点から相対的に評価することとなります。また、親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価することとなります。
1 4 4	4. 再エネ海域利用法に関するQ&A	2 (No. 2-6)	「再エネ海域利用法に係るQ&Aについて」2-6において、事業者選定後に「SPC」の構成企業に変更がある場合は、別添4の2(1)を除く参加資格を満たす必要があるとされ、外国法人もSPCの議決権を保有することが可能とされておりますが、国内法人が「コンソーシアム」により公募に参加した後、設立したSPCの株式を外国法人に譲渡する場合も同様の扱いがなされるという理解で宜しいでしょうか。	例えば、公募占用指針第9章(5)4)の観点等から確認することとなりますのでご注意ください。